

令和元年第1回

# 農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和元年5月31日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

# 深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和元年5月31日		開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室			
開閉の日時 及び宣言者	開	会	令和元年5月31日(金) 午後 2時00分 議長				
	閉	会	令和元年5月31日(金) 午後 3時00分 議長				
議長	会長 安藤 已喜夫						
委員出席状況							
議席番号	氏名		摘要	議席番号	氏名		摘要
1	吉田 光雄		出	21	森谷 敬治		出
2	柴崎 安雄		出	22	茂木 忠男		出
3	飯野 健彦		出	23	瀬山 郁三		出
4	安藤 已喜夫		出	24	川田 敏光		出
5	竹内 章公		出	1	井田 貢		出
6	岡 潔		出	2	橋本 登		出
7	野邊 美佐子		出	3	大澤 敏道		出
8	久保 行弘		出	4	蛭川 登		出
9	塚原 勝美		出	5	柳 一男		出
10	塚越 石夫		出	6	須藤 和彦		出
11	新井 眞一		出	7	橋本 繁穂		出
12	丸山 佐知子		出	8	澁澤 隆之		欠
13	栗田 裕可		出	9	塚原 昇		出
14	福島 明		出	10	秋山 務		出
15	木村 英昭		出	11	尾熊 博章		出
16	森 秀樹		出	12	根岸 邦治		出
17	長谷川 美智子		出	13	飯野 篤己		出
18	設楽 弥栄子		出	14	大澤 慶三		出
19	持田 實		出	15	石塚 保		出
20	新井 美津子		出	16	柴崎 立志		出
説 明 者	事務局長		石川 博				
	事務局次長		大木 保				
	局長補佐兼農地係長		大浜 和雄				
	農地係主査		坂本 善雄				
	農地係主任		小林 豊				
	農地係主任		山口 圭一				
参 与	産業振興部 部長		飯野 勇人				
	産業振興部 次長		佐藤 靖彦				
	農業振興課 課長		葦塚 洋明				
	農業振興課 係長		福地 孝明				
	農業振興課 主事		山本 哲也				

# 深谷市農業委員会総会日程

令和元年5月31日(金) 午後2時から  
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

## 1. 開 会

## 2. 議 長 選 出

## 3. 議事録署名委員の指名

## 4. 議 事

- 1) 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 3 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 4 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 6) 議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について
- 7) 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 8) 議案第 3 号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認について
- 9) 議案第 4 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 5 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 11) 議案第 6 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)に対する意見について

## 5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	それでは、ただ今から、令和元年第1回深谷市農業委員会総会を開催いたします。 元号が変わりましたので、5月が第1回となります。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに本日は欠席委員の方はいらっしゃいません。 従いまして、委員24人中 24人が出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されているため、安藤会長をお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 先ず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号24番、議席番号1番の以上2名を指名いたします。 よろしくをお願いいたします。
進 行 状 況	報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」	議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
	報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」	事務局	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 貸主、借主の合意に基づきまして、農業委員の立ち合いのもとで解約されたものでございます。  報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、整理番号1番から4番(1ページから2ページ)以上4件です。
	報告第3号 「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」	事務局	次に報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告します。 本件は、相続に対する届出となります。 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、以上1件です。 なお、あっせん希望につきましては、「無」となっております。  次に報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用でございます。  報告第3号「農地法第4条第1項第7号の届出につきましては、以上1件です。 面積は522㎡でございます。

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進	報告第4号 「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」	事務局	次に報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う転用でございます。  報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」は、合計14件です。 合計面積6,881㎡でございます。
	報告第5号 「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」	事務局	次に報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、ご報告します。 本件は、農地等についての贈与税または相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるため、証明書の発行をするもので、3年ごととなっております。  報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」は、以上2件です。合計面積は13,185㎡でございます。
		事務局	報告につきましては、以上となります。
		議 長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました報告第1号から報告5号につきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
行 状 況	議案第1号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	次に、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。 本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について同計画の決定を求めるものでございます。  本日の総会において計画が決定されますと、令和元年6月14日に公告することにより、令和元年7月1日から利用権が設定されることとなります。  【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】  それでは、13ページの計画概要について説明いたします。詳細につきましては、次の14ページから47ページでございます。また、別添資料の1ページに「借受人別内訳」がございますので、併せてご参照ください。 今回の申し出は、新規、再設定になります。 合計 84件 216,856㎡ また、借手 延べ37名、貸手 延べ83名、筆数198筆の設定となります。 農用地利用集積概要の説明は以上でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ここで、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」の議題の内、整理番号59番につきましては、議席番号15番に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況			<p>基づき、議席番号15番には暫時退室願います。</p> <p>(議席番号15番の委員退室)</p> <p>議 長 それでは、整理番号59番の件に関して審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声があるため、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p> <p>議 長 議席番号15番の委員の入室をお願いします。</p> <p>(議席番号15番の委員入室)</p> <p>議 長 次に、ただいま審議いたしました以外の案件について、一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声があるため、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
		議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」で ございます。 農地法第3条の規定による許可申請については、本日の総会において承認いただきますと、本日付で許可となるものでございます。本議案につきましては、別添の議案資料も併せてご参照ください。</p> <p>【議案第2号、1番から9番を議案書をもとに朗読】</p>
		事務局	<p>整理番号1番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、キャベツの作付けを行うこと でございます。</p>
		事務局	<p>整理番号2番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、譲受人は、稲作・露地野菜・花卉の作付け を行っており、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るとのこと でございます。</p>

	会 議 件 名	て ん 末
会 議 進 行 状 況		<p>事務局 整理番号3番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、キャベツ、ブロッコリーの作付けを行うとのことでございます。</p>
		<p>事務局 整理番号4番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、稲作を行うとのことでございます。</p>
		<p>事務局 整理番号5番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲受人は、農作物の生産・販売を行っている法人でありまして、売上高の全てが農業関係であり、議決権も農業関係者が過半数を占めるなど、農地所有適格法人の要件を満たす法人でございます。 譲り受けの理由は、経営規模の拡大をもって経営の安定化を図るため申請地を取得し生産性の向上を図るとのことであり、取得後においては、ベビーリーフの作付けを行うとのことでございます。</p>
		<p>事務局 整理番号6番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲受人は、太田市において、露地野菜の生産を行っており、このたび深谷市内の農地を取得し、経営規模の拡大を図ろうとするものでございます。 申請地は、譲受人の経営拠点より10分ほどであり、通作上の問題はなく、取得後においては、ねぎの作付けをする計画でございます。</p>
		<p>事務局 整理番号7番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、現在すでに借り入れている申請地を、このたび取得するものです。取得後においては、ブロッコリーを作付けする計画でございます。</p>
		<p>事務局 整理番号8番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、現在すでに借り入れている申請地を、このたび取得するものです。取得後においては、ブロッコリーを作付けする計画でございます。</p>
	<p>事務局 整理番号9番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、米麦の作付けを行うとのことでございます。</p> <p>3条許可申請につきましては、以上9件でございます。 田5筆 5, 678㎡、畑11筆 13, 232㎡、合計16筆 18, 910㎡でございます。</p> <p>なお、3条申請につきましては、耕作すべき農地が効率的に利用されること、及び、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことの確認として、申請に関する農地につきまして、5月14日、及び16日に議席番号15番、議席番号21番、議席番号22番、農地利用最適化推進委員1番、2番、14番と事務局職員で現地確認を行いましたことを、あわせてご報告いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。ご審議をお願いします。</p>	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議 長	ただいま、事務局から説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、議席番号21番、及び農地利用最適化推進委員14番、同じく農地利用最適化推進委員2番に意見ををお願いします。 また、整理番号6につきましては、新規参入に関する案件ですので、議員番号24番の委員の意見を求めます。	
	議 長	それでは現地調査の報告につきまして、初めに議席番号21番をお願いします。	
	21番	3条、現地確認報告をいたします。 令和元年5月14日に、私と議席番号22番と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。 整理番号1番、4番、5番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 整理番号2番の譲受人の経営地につきましては、土地改良事業の実施区域を除いて、耕作が行われておりました。 整理番号3番、譲受人の経営地につきましては、是正対応中の農地を除き、耕作が行われておりました。 また、それぞれの申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上5件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。	
	議 長	議席番号21番ありがとうございました。 続きまして、農地利用最適化推進委員14番をお願いします。	
	最適化 推進委員 14番	3条、現地確認報告をいたします。 令和元年5月14日に、私と議席番号15番と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。 整理番号6番、7番、8番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありませんでした。 現地確認の結果、以上3件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。	
	議 長	農地利用最適化推進委員14番ありがとうございました。 続きまして、農地利用最適化推進委員2番をお願いします。	
	最適化 推進委員 2番	3条、現地確認報告をいたします。 令和元年5月16日に、私と、農地利用最適化推進委員1番と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。 整理番号9番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありませんでした。 現地確認の結果、以上1件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。	
	議 長	農地利用最適化推進委員2番ありがとうございました。 続きまして、新規参入につきまして、議席番号24番をお願いします。	
24番	3条の新規就農の報告を行います。 整理番号6番の譲受人の新規参入について報告いたします。 令和元年5月20日、私と農地利用最適化推進委員8番、事務局員でヒアリングを行いました。 譲受人は、太田市において、キャベツ、ブロッコリーなど露地栽培をしており、市場や地元スーパーなどに出荷しております。 新たな作物として、深谷ねぎの生産に取り組みたいと考えていたところ、知人を介して相続で受けた農地の管理が難しいと相談が		

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況			あり、今回の申請に至ったものでございます。 労働力、機械など営農体制も整っており、栽培技術や販路もあることから継続的な農業経営が見込めるものと考えます。 以上のことから、今回の新規参入については問題無いと判断して、委員の意見といたします。
		議 長	議席番号24番ありがとうございました。 ここで、本議案のうち、整理番号3番につきましては、農地利用最適化推進委員1番に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員1番には暫時退室願います。
		事務局	(農地利用最適化推進委員1番の退室)
		議 長	それでは、整理番号3番の件に関しまして審議いたします。 この件に関しまして、質疑ございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」の声があるため、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	農地利用最適化推進委員1番の入室をお願いします。  (農地利用最適化推進委員1番の入室)
		議 長	次に、ただいま審議いたしました以外の案件について、一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声があるため、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)  「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議案第3号 「農地法第5条第1項の 規定による許可の取消申請 承認について」	議 長
	事務局	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、翌月上旬に市に意見書を進達した後、翌月中旬頃に処理がなされる予定であります。	
	事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、平成31年第1回総会議案第4号整理番号4番にてご審議いただき、平成31年2月15日付で許可が出た案件	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			<p>でございます。今回、申請者の都合により当初の建築主である借受人の祖父が申請地を譲り受け、孫に使用貸借として貸付きたいとの申し出がなされたものであります。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認については、以上1件でございます。ご審議をお願いします。</p> <p>議 長 ただいま事務局より説明のありました、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可の取消申請承認について」審議いたします。</p> <p>議 長 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
	議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	<p>次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
進 行 状 況		事務局	<p>議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。</p> <p>ここで、説明に入る前に、2ヶ所の訂正をお願いします。</p> <p>まず、議案書52ページをご覧ください。</p> <p>整理番号3番の右から2番目にあります「申請事由」のところで、「(全体面積433.86㎡)」を追加していただけますよう、お願いいたします。</p> <p>続きまして、53ページをご覧ください。</p> <p>53ページの上に2枚の地図がございます。その右側の地図の中央部に花園インターチェンジがあります。出入り口の部分に「国道17号バイパス」と記載されておりますが、正しくは、「国道140号バイパス」になりますので、訂正させていただきます。</p> <p>以上の2ヶ所の訂正につきまして、訂正をお願いしますとともに、お詫び申し上げます。</p> <p>それでは、議案4号、52ページにお戻りお願いいたします。</p> <p>こちらにつきましては、本日の総会でご承認いただきますと、意見書を市へ進達し、その後、市で審査したのち、6月中旬ごろを目途に市長名で許可となる予定となっております。</p> <p>なお、整理番号5番につきましては、3,000㎡、30アールを超える案件となりますので、6月4日火曜日に開催の県の常設審議委員会に諮問を行った後に、意見書を附して、後日、進達いたします。</p> <p>農地法5条の申請につきましては、5件となっております。</p> <p>別添の総会資料7ページを、合わせてご確認をお願いします。</p>
		事務局	<p>整理番号1番です。</p> <p>(議案書・順次、申請者、土地の表示の説明)</p> <p>申請理由についてですが、昭和45年以前より農家住宅敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため改めて申請を行うものです。</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状			<p>整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を譲り受け住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、先ほどの議案第3号において議決をいただきました農地法第5条取消申請に関する転用の申請であります。 譲受人は孫の住宅敷地の進入路として利用するため申請地を譲り受け、進入路の整備を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は不動産業を営んでおりますが、地域に住宅需要が見込めるため、申請地を譲り受け、建売住宅1棟の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は再生可能エネルギーの供給に資するため、太陽光発電設備の設置を行うものです。</p> <p>事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、以上5件となります。ご審議をお願いします。</p> <p>議 長 ただいま事務局より説明のありました、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。</p> <p>議 長 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決します。</p>
	議案第5号 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」	議 長	次に、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。 こちらにつきましては、相続開始より20年が経過し、納税猶予期間の満了を迎えるにあたり、熊谷税務署より照会がありました、特例農地の利用状況の確認について、本日の総会における採決を熊谷税務署長あてに回答するものでございます。
		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 全6筆、合計9,049.00㎡の確認を求めますのでございます。

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況		事務局	整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 全4筆、合計2,921.00㎡の確認を求めます。
		事務局	整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 全11筆、合計18,598.00㎡の確認を求めます。
		事務局	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認につきましては、以上3件でございます。 なお、利用状況の確認につきましては、それぞれ地元農業委員の方に現地確認を行っていただいております。 整理番号1番及び3番につきましては、令和元年5月21日に議席番号2番の委員、整理番号2番につきましては、令和元年5月20日に農地利用最適化推進委員15番にそれぞれ確認していただいております。  事務局からの説明は以上でございます。 ご審議をお願いいたします。
		議 長	ただいま、事務局より説明のありました、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」現地を確認した委員の意見を求めます。
		議 長	整理番号1番、並びに3番を、議席番号2番、整理番号2番を、農地利用最適化推進委員15番にそれぞれ意見を申し上げます。 まず、議席番号2番をお願いします。
		2番	報告いたします。 令和元年5月21日に、納税猶予に関する特例農地の現地確認を行いました。 整理番号1番、及び整理番号3番の人見地内にお住いの農業相続人の農地、畑、計17筆につきましては、全て農地として利用されておりました。 以上、現地確認の報告とさせていただきます。
		議 長	議席番号2番ありがとうございました。 次に、農地利用最適化推進委員15番をお願いします。
		最適化 推進委員 15番	報告いたします。 令和元年5月20日に、納税猶予に関する特例農地の現地確認を行いました。 整理番号2番、緑台地内にお住いの農業相続人の農地、畑、4筆につきましては、全て農地として利用されておりました。 以上、現地確認の報告とさせていただきます。
		議 長	農地利用最適化推進委員15番ありがとうございました。 ただいま意見をいただきました本件につきまして審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。  (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」の声があるため、ここで質疑を集結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。  (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため、本件は原案どおり決することとし、現地を確認いただいた委員の報告を取りまとめ、熊谷税務署長に対し回答します。







会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況		振興課	以上、編入の説明とさせていただきます。 ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま、農業振興課より説明のありました、議案第6号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」、除外25件、編入2件、一括審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 「質疑なし」
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、意見無しとして決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は、意見無しとして原案どおり決します。
		議 長	以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議を終了し、令和元年第1回定例総会を閉会といたします。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。